

航空機の特別な方式による航行に関する訓令を次のように定める。

平成17年 9月27日

防衛庁長官 大野 功 統

## 航空機の特別な方式による航行に関する訓令

改正 平成19年 1月 5日庁訓第 1号  
平成19年 4月13日省訓第 35号  
平成19年 9月25日省訓第161号  
平成27年10月 1日省訓第 39号  
平成29年 2月13日省訓第 4号  
令和 3年11月19日省訓第 56号

(目的)

**第1条** この訓令は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第191条の2第1項各号に掲げる航行その他の特別な方式による航行を行う自衛隊の使用する航空機（以下単に「航空機」という。）について必要な事項を定め、特別な方式による航行の安全性を確保することを目的とする。

(航空機の特別な方式による航行)

**第2条** 特別な方式による航行は、次に掲げるものとする。

- (1) 航空法施行規則第191条の2第1項各号に掲げる次の航行
  - ア 他の航空機との垂直方向の間隔を縮小する方式による飛行
  - イ カテゴリーⅡ航行（決心高（精密進入を行う場合において、進入及び着陸に必要な目視物標を視認できないときに、進入復行を行わなければならない滑走路進入端からの高さをいう。ウにおいて同じ。）が30メートル以上60メートル未満であって、滑走路視距離が300メートル以上の場合に、計器着陸装置を利用して進入及び着陸を行う航行をいう。）
  - ウ カテゴリーⅢ航行（決心高がない、又は決心高が30メートル未満であって、滑走路視距離が50メートル以上300メートル未満の場合に、主に自動操縦により計器着陸装置を利用して進入及び着陸を行う航行をいう。）
  - エ 許容される航法精度が指定された経路又は空域における広域航法による飛行（DME、衛星航法補助施設その他の無線施設からの電波の受信又は慣性航法装置の利用により任意の経路を飛行する方式による飛行をいう。）
- (2) 管制機関との通信においてCPDLC（管制官とパイロットのデータリンクを使用した直接通信をいう。）を使用する運航
- (3) 航空路誌に公示された広域航法経路を航行する航法による飛行（許容される航法精

度が指定された経路又は空域において飛行する場合を除く。)

(承認)

**第3条** 航空機は、防衛大臣の承認を受けなければ、特別な方式による航行を行ってはならない。

(申請書)

**第4条** 陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は防衛装備庁長官（以下「幕僚長等」という。）は、前条に規定する承認を受けるときは、次に掲げる事項を記載した申請書を防衛大臣に提出するものとする。

- (1) 部隊又は機関の名称
- (2) 航空機の型式及び機番号
- (3) 行おうとする特別な方式による航行
- (4) 当該方式による航行に必要な装置
- (5) 当該方式による航行の開始予定日
- (6) その他参考となる事項

2 前項の申請書には、防衛大臣が別に定めるところにより、次条に規定する承認の基準に適合することを示す書類を添付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、申請する航空機が、すでに第1項の規定により承認を受けている航空機と同一の型式の航空機であって、かつ、特別な方式による航行を行うに当たり必要な同一の性能及び装置を有すると認められるときは、防衛大臣が別に定めるところにより、書類を添付するものとする。

4 幕僚長等は、第1項の規定により承認を受けた航空機について、特別な方式による航行を行わなくなったとき、又は当該航空機を喪失したときは、次に掲げる事項を記載した申請書を防衛大臣に提出し、当該航空機が行う特別な方式による航行に係る承認の取消しを受けるものとする。

- (1) 承認番号
- (2) 部隊又は機関の名称
- (3) 航空機の型式及び機番号
- (4) 取消しを受ける特別な方式による航行
- (5) 取消しの申請を行う理由
- (6) 当該方式による航行の取消し予定日
- (7) その他参考となる事項

(承認の基準)

**第5条** 特別な方式による航行の承認は、次に掲げる基準に適合する場合について、承認番号を付して行う。

- (1) 航空機が特別な方式による航行に必要な性能及び装置を有していること。
- (2) 航空機乗組員及び航空機の整備に従事する者が特別な方式による航行に必要な知識及び能力を有していること。
- (3) 航空機の操作、点検の方法及び機上装置の整備その他必要な事項を定めた実施要領が特別な方式による航行の区分及び航空機の区分に応じて、適切に定められていること。

(4) その他航空機の航行の安全を確保するために必要な措置が講じられていること。

2 前項各号に掲げる承認の基準の細部については、防衛大臣が別に定める。

(承認後の変更)

**第6条** 第4条(第4項の規定を除く。)及び前条の規定は、幕僚長等が第4条第1項の規定により特別な方式による航行の承認を受けた後に、装置の変更その他の理由により、同項の規定に基づき防衛大臣に提出した申請書又は同条第2項若しくは第3項の規定に基づき当該申請書に添付した書類の記載事項を変更する場合について準用する。

(承認の基準に適合しない場合の措置等)

**第7条** 幕僚長等は、特別な方式による航行を行う航空機について、不具合等の理由により、第5条第1項各号に掲げる承認の基準に適合しなくなったと認めるとき、又は適合しないおそれがあると認めるときは、直ちに、当該航空機及び当該航空機と同一の型式の航空機の全部又は一部について、当該方式による航行を停止し、並びにその旨及び必要な措置の内容について防衛大臣に報告するものとする。

2 幕僚長等は、前項に規定する必要な措置を講じたときは、その結果を防衛大臣に報告するものとする。この場合において、幕僚長等は、当該航空機が第5条第1項各号に掲げる承認の基準になお適合しないと認めるときは、第4条第4項各号に掲げる事項を記載した申請書を防衛大臣に提出し、前項の規定に基づき停止した特別な方式による航行に係る承認の取消しを受けるものとする。

3 防衛大臣は、前項の規定により報告のあった航空機について、第5条第1項各号に掲げる承認の基準に適合すると認めるときは第1項の規定に基づき停止した特別な方式による航行を行わせ、当該承認の基準に適合しないと認めるときは同項の規定に基づき停止した特別な方式による航行に係る承認を取り消す。

(委任規定)

**第8条** この訓令の実施に関し必要な事項は、それぞれ幕僚長等が定める。

(協力)

**第9条** 第4条、第6条、第7条及び第8条に掲げる事項の実施に関し、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長は防衛装備庁長官と相互に協力するものとする。

#### 附 則

1 この訓令は、平成17年9月30日から施行する。

2 防衛庁副長官の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛庁本庁の内部部局における専決及び代決に関する訓令(昭和35年防衛庁訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3の5管理局長専決事項の表航空機通信電子課の項に次の1号を加える。

(6) 航空機の特別な方式による航行に関する訓令(平成17年防衛庁訓令第72号)に基づく特別な方式による航行に係る承認又は取消しに関すること。

#### 附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

#### 附 則 (平成19年4月13日省訓第35号)

1 この訓令は、平成19年4月13日から施行する。

**附 則**（平成19年9月25日省訓第161号）

1 この訓令は、平成19年9月27日から施行する。

**附 則**（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則**（平成29年2月13日省訓第4号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年3月15日から施行する。

（特別な方式による航行に係る承認等に関する経過措置）

- 2 この訓令による改正後の航空機の特別な方式による航行に関する訓令（以下「新訓令」という。）第2条第3号に規定する特別な方式による航行に関し新訓令第3条の承認を受けようとする幕僚長等は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新訓令第4条の申請書を防衛大臣に提出することができる。
- 3 防衛大臣は、前項の申請書の提出があった場合には、施行日前においても、承認をすることができる。この場合において、当該承認は、施行日にその効力を生ずる。

**附 則**（令和3年11月19日省訓第56号）

1 この訓令は、令和3年11月19日から施行する。

- 2 この訓令の施行前に、この訓令による改正前の航空機の特別な方式による航行に関する訓令第2条第1号ウ又はエに規定する航行の承認を受けた航空機は、この訓令による改正後の航空機の特別な方式による航行に関する訓令第2条第1号ウに規定する航行の承認を受けた航空機とみなす。